

京都市告示第430号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成25年12月26日

京都市長 門川大作

- 1 土地の所在地
京都市右京区花園春日町7番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第237号

土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、平成25年12月26日付け京都市告示第430号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、指定を解除します。

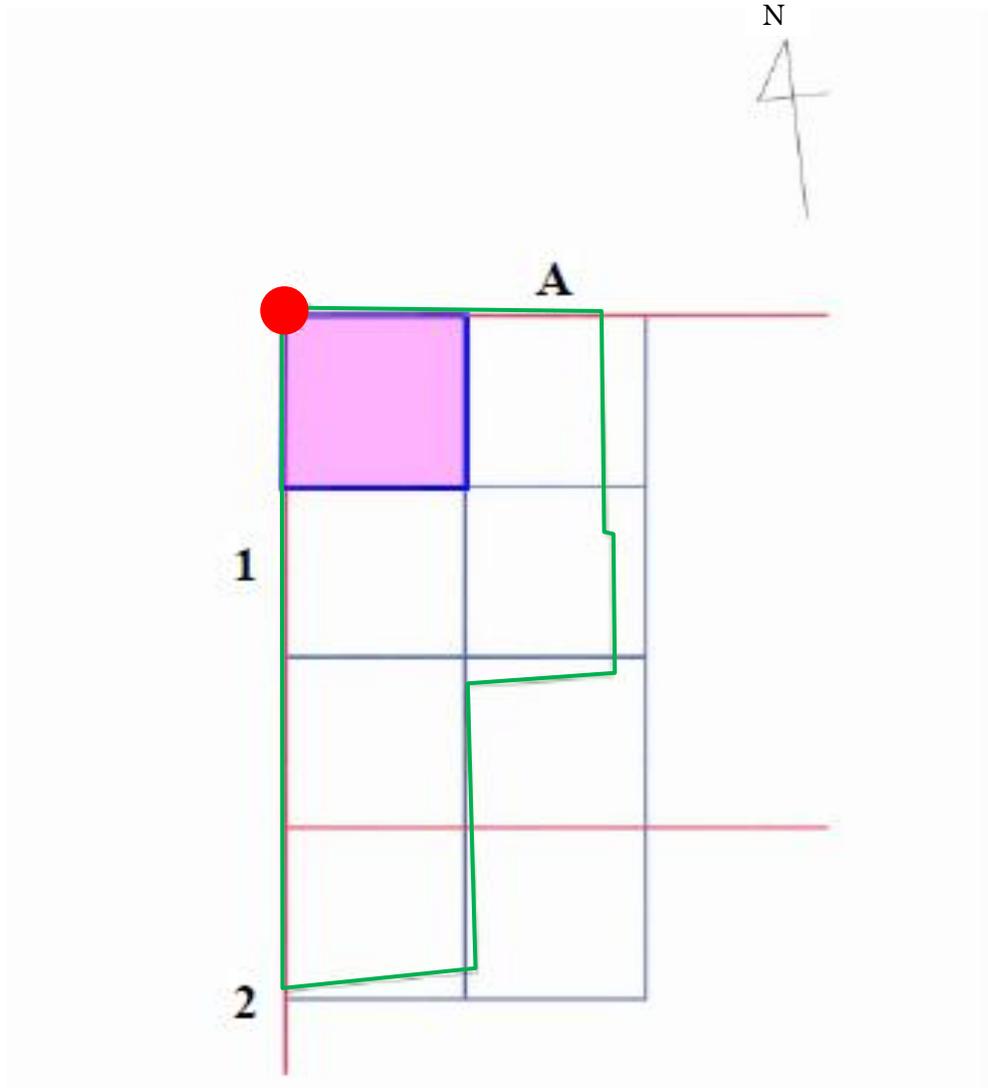
平成26年7月22日

京都市長 門川 大作

- 1 一部の指定を解除する区域
京都市右京区花園春日町7番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン

(環境政策局環境企画部環境指導課)

形質変更時要届出区域
 (京都市右京区花園春日町7番の一部)



- : 敷地境界
- : 形質変更時要届出区域
- : 起点

調査地点凡例

